

報告第 8 号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第 3 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 19 年 9 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

専決第11号

専 決 処 分 書

平成19年8月5日午後11時30分頃天理市川原城町368番地先の市道137号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成19年8月28日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 63,460円